

山梨県不妊治療費(保険適用外となる治療)助成金 申請額算定表

この助成制度では、保険適用外となる不妊治療にかかった費用のうち、治療内容に応じて定められた助成上限額の範囲内で、治療にかかった費用の7割(10分の7)を助成します。

	治療内容	治療にかかった費用 《受診等証明書 (裏面)の領収金額》	$(A) \times 7/10$ (1円未満切り捨て)	助成 上限額	【申請額】 (B)と(C)を比較して 少ない方の額
		(A)	(B)	(C)	
①	自費診療で実施された 特定不妊治療 (体外受精・顕微授精)	円	円	300,000円 又は 100,000円 (※1)	円

※1 受精まで行った治療の場合 ……上限額300,000円

- ・新鮮胚移植を実施
 - ・凍結胚移植を実施(採卵を含む)
- 例) 採卵したが体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
・採卵したが受精できず、または胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常受精等により中止

受精を行っていない治療の場合……上限額100,000円

- 例) 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施(採卵を含まない)
・採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止

◎ ①の治療に加えて、次の②、③及び④の治療を実施した場合は、それぞれの助成額を①に加算する。

②	先進医療	円	円	210,000 円	円
③	医療保険制度において、 保険診療となる治療と併せて 実施することで、保険診療部 分も含めて全額自己負担とな る治療	円	円	210,000 円	円
④	男性不妊治療	円	円	300,000 円	円
申請額合計 (①+②+③+④)					円